

農業経営基盤の強化の促進に関する

基本的な構想

令和4年3月

東 松 島 市

～ 目 次 ～

第1	農業経営基盤の強化の促進に関する目標	・・・・・・・・ P. 1
第2	農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標	・・・・・・・・ P. 5
第3	農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本的指標	・・・・・・・・ P. 14
第4	効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項	・・・・・・・・ P. 15
第5	農業経営基盤強化促進事業に関する事項	・・・・・・・・ P. 18
第6	農地中間管理機構が行う特例事業の実施に関する事項	・・・・・・・・ P. 30
第7	その他	・・・・・・・・ P. 31
別紙1	(第5の1(1)⑥関係)	・・・・・・・・ P. 32
別紙2	(第5の1(2)関係)	・・・・・・・・ P. 33

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

- 1 東松島市は、仙台市の北東、石巻広域圏の西部に位置しており、東は石巻市、西は松島町、北は美里町に接している。また、南は果てしなく広がる太平洋を控え、東北地方としては、比較的温暖で風雨の少ない地域である。地形は、東部が標高2～3mの平坦地であり、良好な水田地帯となっている。また、西部は北西から南東に吉田川と鳴瀬川が貫流して太平洋に注ぎ込み、各支流に沿って水田地帯が形成されている。
- 2 東松島市の農業は、これらの水田を利用した水稻を基幹作物とし、施設園芸、畜産、露地野菜及び花き等を加えた複合経営の実践によって発展してきた。平成4年度以降、平成23年3月11日に発生した東日本大震災の津波で甚大な農地被害を受けた地区も含め南下地区、小野地区、野蒜地区及び大曲地区等で、大区画ほ場整備事業が実施され、ほ場整備区域を中心に大豆等の集団転作が行われている。
しかし、近年の農業を取り巻く情勢は厳しく、その中核となる若年就業者の他産業への流出による農業従事者の高齢化や担い手不足、産地間競争の激化、農産物の需給の不均衡及び価格低迷さらには頻発する自然災害・新たな感染症の発生など、農業経営が益々困難な状況となっている。
また、東日本大震災により津波被害にあった地域においては、農地のみならず農業機械等も流失し、再整備が困難な農業者が多く、農業法人や大規模な個人農家へ農地を委託する動きが多く見られたことや、農業就業人口の高齢化や減少に伴い、市内全域にわたり、遊休農地になるおそれがある農地が点在している。
- 3 東松島市は、このような農業構造の現状及びその見通しの下に、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、将来（概ね10年後）における農業経営の発展の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営を育成することとする。
具体的な経営の指標は、東松島市及びその周辺市町において現に成立している優良な経営の事例を踏まえ、農業経営の発展を目指し農業を主業とする農業者が、地域における他産業従事者と均衡する年間総労働時間（主たる従事者1人当たり1,800～2,000時間程度）の水準を達成しつつ、地域他産業従事者並みの年間農業所得（主たる従事者1人当たり400万円程度、主たる従事者に補助従事者1人を加えた1経営体当たり500万円程度）を確保することができるような効率的かつ安定的な農業経営体を育成するとともに、これらの農業経営体が東松島市の農業生産の相当部分を担う農業構造の確立を目指すものとする。
- 4 東松島市は、将来の東松島市の農業を担う若い農業経営者の意向、その他の農業経営に関する基本条件を考慮して、農業者や農業に関係する団体が地域の農業の振興を図るために行う自主的な努力を助長することを旨として、意欲と能力のある者が農業経営の発展を目指すに当たって、これを支援する農業経営基盤強化促進事業、その他の措置を総合的に実施する。
具体的には、東松島市は、いしのまき農業協同組合、東松島市農業委員会（以下「農業委員会」という。）及び宮城県石巻農業改良普及センター等が十分なる相互の連携の下で濃密な指導を行うため、東松島地域農業再生協議会を設置し、集落段階における農業の将来展望とそれを担う経営体を明確にするための徹底した話し合いを促進する。さらに、望ましい経営を目指す農業者や、その集団及びこれらの周辺農家に対して、東松島地域農業再生協議会が主体となって、営農診断、営農改善方策の提示等を行い、地域の農業者が主体性を持って自ら地域農業の将来方向について選択判断を行うこと等によ

り、各々の農業経営改善計画の自主的な作成や相互の連携が図られるよう誘導する。

次に、農業経営の改善による望ましい経営体の育成を図るため、土地利用型農業による発展を図ろうとする意欲的な農業者に対しては、農業委員などによる掘り起こし活動を強化して、農地の出し手と受け手に係る情報の一元的把握の下に両者を適切に結びつけて利用権設定等を進める。

また、これらの農地の流動化に関しては、集団的土地利用を全市的に展開することにより、集団化及び連担化した条件で担い手に農用地が利用集積されるよう努める。

特に、農用地の利用集積を進めるに当たっては、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）及び農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第2条第3項に規定する農地中間管理事業の積極的な活用を図り、地域ごとの農用地の利用の実態に配慮して円滑な農用地の面的集積を推進する。

次に、効率的かつ安定的な農業経営体の育成及びこれらの経営体への農用地の利用集積を図るため、地域での話し合いや合意形成を促し、農用地利用改善団体の設立を推進する。

また、地域での話し合いを進めるに当たっては、法第12条第1項の規定による農業経営改善計画の認定を受けた個別経営体又は組織経営体（以下「認定農業者」という。）の経営改善に資するよう団体の構成員間の役割分担を明確化しつつ、認定農業者の育成、集落営農の組織化や法人化等の地域の実情に即した経営体の育成及び農用地の利用集積の方向性を具体的に明らかにするよう指導を行う。あわせて、特定農業法人制度及び特定農業団体制度の普及啓発に努め、集落を単位とした集落営農の組織化及び法人化を促進するため、農用地利用改善団体を設立するとともに、特定農業法人制度及び特定農業団体制度に取り組めるよう指導及び助言を行う。

さらに、このような農地貸借による経営規模拡大と併せて、農作業受託による実質的な作業単位の拡大を促進することとし、いしのまき農業協同組合農作業受託者協議会と連携を密にして、農地貸借の促進と農作業受委託の促進が一体となって、意欲的な農業経営の規模拡大に資するよう努める。あわせて、集約的な経営展開を助長するため、宮城県石巻農業改良普及センターの指導の下に、既存施設園芸の作型、品種の改善による高収益化や新規作目の導入を推進する。

また、生産組織は、効率的な生産単位を形成する上で重要な位置づけを占めるものであると同時に、農業法人等の組織経営体への経営発展母体として重要な位置づけを持っており、オペレーターの育成、受委託の促進等を行うことにより地域及び営農の実態等に応じた生産組織を育成するとともに、その経営の効率化を図り、体制が整ったものについては法人形態への誘導を図る。

次に、農業経営の改善による望ましい経営体の育成を図るため、集約型農業や直接販売等による発展を図ろうとする意欲的な農業者に対しては、施設等の条件整備に要する資金等の支援を行うものとする。

さらに、市内の農業生産の重要な担い手である女性農業者については、農業経営改善計画の共同申請の推進や集落営農の組織化及び法人化に当たっての話し合いの場に女性の参加を呼びかける等、女性農業者の積極的な地域農業への参加及び協力を促進する。

なお、効率的かつ安定的な農業経営を行う農家と小規模な兼業農家、生きがい農業を行う高齢農家、農地を所有する非農家との間で補助労働力の提供等による役割分担を明確化するとともに、地域資源の維持管理、農村コミュニティの維持が図られ、地域全体としての発展に結び付くよう、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者のみならず、その他サラリーマン農家等にも本法その他の諸施策に基づく農業経営基盤の強化及び農業構造の再編の意義について、理解と協力を求めていくこととする。

特に、法第12条の農業経営改善計画の認定制度については、本制度を望ましい経営

の育成施策の中心に位置づけ、農業委員会の支援による農用地利用のこれら認定農業者への集積は勿論のこと、その他の支援措置についても認定農業者に集中的かつ重点的に実施されるよう努めることとし、東松島市が主体となって、関係機関及び関係団体にも協力を求めつつ、制度の積極的活用を図るものとする。

さらに、ほ場整備事業等の実施に当たっても、当該実施地区において経営を展開している認定農業者にも十分配慮し、事業の実施がこのような農業者等の経営発展に資するよう、事業計画の策定等において経営体育成の観点から十分な検討を行う。

- 5 東松島市は、東松島地域農業再生協議会において、認定農業者、今後認定を受けようとする農業者、生産組織等を対象に、経営診断の実施、先進的技術の導入等を含む生産方式や経営管理の合理化等の経営改善方策の提示等の重点的指導、研修会の開催等を宮城県石巻農業改良普及センターの協力を受けて行う。

また、農業経営改善計画の期間を了する認定農業者に対しては、その経営の更なる向上に資するため、当該計画の実践結果の点検と新たな計画作成の指導等を重点的に行う。

- 6 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に関する目標

(1) 新規就農の現状

東松島市の新規就農者数は、平成17年度から平成27年度までの11年間で42人、年平均4人程度であったが、平成28年度は10人、平成29年度が9人、平成30年度が6人、令和元年度が4人、令和2年度が9人と直近5年間では、37人と年平均では7人と増加している。今後も従来からの基幹作物である水稻の産地としての生産量の維持、拡大を図るとともに、露地及び施設栽培による園芸の産地拡大を進めるために、将来にわたって地域農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要がある。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に関する目標

東松島市は、(1)に掲げる状況を踏まえ、青年層に農業を職業として選択してもらえよう、将来(農業経営開始から5年後)の農業経営の発展の目標を明らかにし、新たに農業経営を営もうとする青年等の確保及び育成を図っていくものとする。

ア 確保及び育成すべき人数の目標

国が掲げる新規就農し定着する農業者を年間1万人から2万人に倍増するという新規就農者の確保及び定着目標や宮城県の定める農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針に掲げられた新たに農業経営を営もうとする青年等の育成及び確保目標である年160人程度を踏まえ、東松島市においては年4人程度の当該青年等の確保を目標とする。

また、現在の雇用就農の受け皿となる法人を5年間で5法人増加させる。

イ 新たに農業経営を営もうとする青年等の労働時間及び農業所得に関する数値目標

東松島市及びその周辺市町村の他産業従事者や優良な農業経営の事例と均衡する年間総労働時間(主たる従事者1人当たり1,800~2,000時間程度)の水準を達成しつつ、農業経営開始から5年後には、農業で生計が成り立つ年間農業所得(3に示す効率的かつ安定的な農業経営の目標の5割程度の農業所得、すなわち主たる従事者1人当たりの年間農業所得200万円程度)を目標とする。

(3) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた東松島市の取組

上記に掲げるような新たに農業経営を営もうとする青年等を育成及び確保していくためには就農相談から就農、経営定着の段階まできめ細やかに支援していくことが重要である。そのため、就農希望者に対して、農地については農業委員会や農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第4条の規定により県の指定を受けた農地中間管理機構（以下「農地中間管理機構」という。）による紹介、技術及び経営面については宮城県石巻農業改良普及センター、いしのまき農業協同組合等が重点的な指導を行うなど、地域の総力をあげて地域の中心的な経営体へと育成し、将来的には認定農業者へと誘導していく。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

第1で示した基本的な方向に即し、育成すべき効率的かつ安定的な農業経営の目標は、下表のとおりとし、その目標達成を図るための営農類型及びその指標は、次のとおりである。

○農業経営基盤の強化の促進に関する目標

区分		目標（令和12年度）
主たる従事者1人当たりの労働時間		1,800～2,000時間
年間農業所得		
主たる従事者1人当たり		400万円程度
主たる従事者1人、補助従事者1人		500万円程度
新規就農者		200万円程度
認定農業者数		250経営体
	個別経営体	200経営体
	組織経営体	50経営体
新規就農者数		4人程度/年

○各営農類型に共通した指標に関する事項

経営管理の方法として、営農・生活設計に基づく経営ビジョンを樹立し、複式簿記に基づく経営目標管理を適確に実施するものとする。

また、経営や生産組織の発展に応じて法人化を推進する。

農業従事の態様としては、家族経営協定の締結や就業規則による給料制、休日制等の実施、年金制度の適切な活用及び経営形態に応じた労災・雇用保険の加入等を実施するものとする。

土地利用型作物に係る営農類型では、経営所得安定対策等の対象となる経営体を想定し、交付金の単価を含めて試算している。

営農類型ごとの主要な振興地域は、「みやぎ園芸特産振興戦略プラン」における各地域の振興品目等を踏まえ設定している。

営農類型	経営規模	農業所得 (千円)	生産方式
水 稲 + 露地野菜	水稲 11ha 自作地 5ha 借入地 6ha ねぎ 0.4ha	 (合計) 5,238	(水稲) 機械化一貫体系 品種：ひとめぼれ、ササニシキなど 一部に直播栽培を導入、ほ場の集積 (大豆) 転作受託集団に委託 (ねぎ) 冬まき栽培 (0.2ha) 春まき栽培 (0.2ha)
水 稲 + 施設野菜	水稲 6ha 自作地 3ha 借入地 3ha トマト 鉄骨ハウス 1,500㎡	 (合計) 5,647	(水稲) 機械化一貫体系 品種：ひとめぼれ、ササニシキなど 一部に直播栽培を導入、ほ場の集積 (大豆) 転作受託集団に委託 (トマト) 促成栽培と抑制栽培の2作型

営農類型	経営規模	農業所得 (千円)	生産方式
水 稲 + 施設野菜 + 露地野菜	水稲 8ha 自作地 2ha 借入地 6ha きゅうり 鉄骨ハウス 1,500㎡ ねぎ 0.1ha	(合計) 5,269	(水稲) 機械化一貫体系 品種：ひとめぼれ、ササニシキなど 一部に直播栽培を導入、ほ場の集積 (大豆) 転作受託集団に委託 (きゅうり) 促成栽培と抑制栽培の2作型 (ねぎ) 冬まき栽培 (0.1ha)
水 稲 + 露地野菜	ねぎ 1.0ha 水稲 4ha 自作地 2ha 借入地 2ha	(合計) 5,737	(ねぎ) 冬まき栽培 (0.5ha) 春まき栽培 (0.5ha) (水稲) 機械化一貫体系 品種：ひとめぼれ、ササニシキなど 一部に直播栽培を導入、 ほ場の集積 (大豆) 転作受託集団に委託

営農類型	経営規模	農業所得 (千円)	生産方式
肉用牛 (肥育) + 水 稲	常時飼養頭数 65頭 水稲 4ha 自作地 2ha 借入地 2ha	(合計) 5,720	(肥育牛) 素牛(黒毛和牛・去勢)導入 9ヶ月 肥育期間20ヶ月(29ヶ月齢出荷) 質量兼備型素牛による肥育体系 良質粗飼料の確保 (水稲) 機械化一貫体系 品種：ひとめぼれ、ササニシキなど 一部に直播栽培を導入、ほ場の集積 (大豆) 転作受託集団に委託
肉用牛 (繁殖) + 水 稲	常時飼養頭数 20頭 水稲 2ha 自作地 1ha 借入地 1ha	(合計) 6,448	(繁殖牛) 黒毛和種による繁殖 初産種付月数 14ヶ月齢 水田の効率利用による飼料用トウモロコシ、牧草等の 自給飼料生産 (水稲) 機械化一貫体系 品種：ひとめぼれ、ササニシキなど 一部に直播栽培を導入、ほ場の集積 (大豆) 転作受託集団に委託

[組織経営体]

営農類型	経営規模	農業所得 (千円)	生産方式
水 稲 組織経営 主たる従 事者 5 人	水稲 60ha 自作地 15ha 借入地 45ha 大豆 20ha	(合計) 19,174	構成員 5 戸の組織経営体 (水稲) 機械化一貫体系 品種：ひとめぼれ、ササニシキなど 一部に直播栽培を導入、ほ場の集積 (大豆) 品種：ミヤギシロメ等

営農類型	経営規模	農業所得 (千円)	生産方式
施設園芸 組織経営 主たる従 事者 3 人	トマト 鉄骨ハウス 10,000m ²	(合計) 17,204	構成員 3 人、補助従事者 3 人の組織経営体 (トマト) 促成栽培と抑制栽培の 2 作型 データに基づく栽培管理

(注) 1 個別経営体に係る各営農類型の農業経営の指標の労働力構成については、主たる従事者 1 人、補助従事者 1 人として算定している。

(注) 2 組織経営体とは、複数の個人又は世帯が共同で農業を営むか、又はこれと併せて農作業を行う経営体であって、その各主たる従事者が、他産業並みの労働時間で、地域その他産業従事者と遜色ない生涯所得を確保できる経営を行い得るもの（例えば、農事組合法人、有限会社その他農業生産組織のうち経営の一体性及び独立性を有するもの）。

(注) 3 農業経営の所得目標額は、各種交付金を考慮している。

第 3 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類

型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本的指標

東松島市において、第1の3に示す目標を達成するための主要な営農類型ごとの基本的指標は、第2の効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標のとおりであり、新たに農業経営を営もうとする青年等が取り組む農業経営においても、本指標を参考とする。

新たに農業経営を営もうとする青年等の農業経営の目標は、農業経営開始から5年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得を確保すること（第1の6の（2）のイ）であり、まず、この目標達成に向け経営規模を拡大し、将来的には、第1の3に示す目標達成を目指す。

第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

第2に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標を将来の本市における農用地の利用に占める面積の目標及び農業構造の指標として示すと、概ね次に掲げる程度である。

○ 効率的かつ安定的な農業経営を営む者が利用する農用地の面積の目標

効率的かつ安定的な農業経営を営む者が利用する農用地の面積の目標	90.0%
---------------------------------	-------

(注) 1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者とは、農林水産省による「担い手の農地利用集積状況調査」の定義に基づき、以下の経営体とする。

- (1) 認定農業者
- (2) 基本構想水準到達者
- (3) 集落営農経営（特定農業団体、集落営農組織（複数の農業者により構成される農作業受託組織であって、組織の規約を定め、対象作物の生産及び販売について共同販売経理を行っている組織））
- (4) 認定新規就農者

(注) 2 「効率的かつ安定的な農業経営を営む者が利用する農用地の面積」とは、(注) 1の経営体が営農する次の農用地の面積とする。

- (1) 自己所有地
- (2) 借入地
- (3) 特定農作業受託地（農作業を受託することを約した契約のうち、受託者が農産物を生産するために必要となる次の基幹的な作業を行うこと、その生産した農産物を当該受託者の名義をもって販売すること並びにその販売による収入の程度に応じ当該収入を農作業及び販売の受託の対価として充当することを約したものをいう。①稲については、耕起・代掻き、田植及び収穫・脱穀。②麦、大豆については、耕起・整地、播種及び収穫。③その他の作物にあつては、①又は②に準ずる作業。）

(注) 3 目標年次は、令和12年度末とする。

ほ場整備事業における担い手が利用する農用地の面積の目標	70.0%
-----------------------------	-------

(注) 1 ほ場整備事業における担い手とは、農業競争力強化基盤整備事業実施要領第7の3の定義に基づいた担い手のうち、既に基盤整備関連経営体育成等促進計画（以下「促進計画」という。）に掲げられた経営体及び新規で促進計画が作成される際に担い手として位置付けられることが推察される主に土地利用型作物を営農する認定農業者及び集落営農経営体（特定農業団体、集落営農組織（複数の農業者により構成される農作業受託組織であって、組織の規約を定め、対象作物の生産及び販売について共同販売経理を行っている組織））とする。

(注) 2 ほ場整備事業における担い手が利用する農用地の面積とは、(注) 1 の経営体が営農する次の農用地の面積とする。

- (1) 自己所有地
- (2) 借入地
- (3) 基幹ほ場 3 作業受託地 (農業者が基幹的作業 (稲作については、耕起、代かき、田植え・播種及び収穫のうち農業者が主なものとして選択する 3 つの作業、畑作にあつては、耕起、播種及び収穫のうち農業者が主なものとして選択する 2 つの作業) を受託している農地。)

(注) 3 目標年次は、令和 1 2 年度末とする。

- 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標
効率的かつ安定的な農業経営を営む上で、農地の面的集積が重要であることを踏まえて、農地中間管理事業等の活用により効率的かつ安定的な農業経営への農地利用集積の割合を高めていくことを目標とする。

○ 農業構造の指標

農業経営改善計画 の認定経営者数	区 分		令和 1 2 年度末
	経営体数		2 5 0 経営体
	個別経営体		2 0 0 経営体
	組織経営体		5 0 経営体

(効率的かつ安定的な農業経営を営む者が利用する面積の目標)

区 分	令和 2 年度末実績		令和 1 2 年度末目標	
	集積面積	集積率	目標面積	集積率
耕地面積	2, 8 3 0 ha	8 7. 5 %	2, 8 3 0 ha	9 0. 0 %
効率的かつ安定的な農業経営を営む者への集積面積	2, 4 7 5 ha		2, 5 4 7 ha	

(ほ場整備事業における担い手への集積面積目標)

区 分	令和2年度末実績		令和12年度年末目標	
	集積面積	集積率	目標面積	集積率
耕地面積	2,830ha	67.0%	2,830ha	70.0%
ほ場整備事業における担い手への集積面積	1,897ha		1,981ha	

(注) 耕地面積は、農林水産統計の耕地面積による。

2 農用地の利用関係の改善に関する事項

農用地の利用の集積に関する目標等を達成するため、東松島地域農業再生協議会を活用し、関係機関及び関係団体の緊密な連携の下、地域の農用地の利用集積の対象者（農用地の引受け手）の状況等に応じ、地域の地理的自然的条件、営農類型の特性、農地の保有及び利用状況並びに農業者の意向を踏まえた効率的かつ安定的な農業経営を営む者への農地の利用集積の取組を促進する。その際、東松島市は、関係機関及び関係団体とともに、こうした取組が効率的かつ計画的に展開されるよう、地域の農業者をはじめとする関係者の合意形成を図りつつ、年度ごとに、利用集積の進捗状況等を把握及び検証し、必要に応じて改善を図る措置を講ずる。

なお、農用地の利用関係の改善を円滑に進める観点から、集落営農の組織化を促進する取組を行う際は、既存の認定農業者等の規模拡大努力の成果に十分配慮するものとする。この場合、両者の間で、農用地の利用集積に関して無用の混乱が生じないように、地域における話し合い活動の中で、十分な調整を行うこととする。

第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

東松島市は、宮城県が策定した「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」の第5「効率的かつ安定的な農業経営を育成するために必要な事項」の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項に定められた方向に則しつつ、東松島市の農業の地域特性、即ち、複合経営を中心とした多様な農業生産の展開や兼業化の著しい進行等の特徴を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組むものである。

東松島市は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

- ① 利用権設定等促進事業
- ② 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- ③ 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
- ④ 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業
- ⑤ 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成に関する事業
- ⑥ その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

これらの各事業については、市内全域を対象として積極的な取組を行い、面的な集積が図られるよう努めるものとする。

ア 平坦部等のは場整備事業が完了している地区及び現在のは場整備事業を着工している地区においては、農作業の受委託と利用権設定等促進事業を重点的に推進し、担い手が連担的な条件下で効率的な農業生産ができるよう努める。

イ は場整備事業を行っていない地区や中山間地域等においては、農用地利用改善事業等を推進し、農用地利用改善団体など各集落における営農組織等の活動を活発化させる。こうした活動を通じ、担い手の不足などによって、増加傾向にある遊休農地の解消に努める。

さらに、農用地利用改善団体に対しては、特定農業法人制度及び特定農業団体制度の啓発に努め、必要に応じ、農用地利用改善団体が特定農業法人制度及び特定農業団体制度に取り組めるよう指導及び助言を行う。

1 利用権設定等促進事業に関する事項

(1) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件

ア 耕作若しくは養畜の事業を行う個人又は農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する農地所有適格法人をいう。）が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、次に掲げる場合に応じてそれぞれ定めるところによる。

(ア) 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合、次のaからeまでに掲げる要件のすべて（農地所有適格法人にあってはa、d及びeに掲げる要件のすべて）を備えること。

- a 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。
- b 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。
- c その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められるこ

と。

d その者の農業経営に主として従事すると認められる青壮年の農業従事者（農地所有適格法人にあっては、常時従事者たる構成員をいう。）がいること。

e 所有権の移転を受ける場合は、上記 a から d までに掲げる要件のほか、借入者が当該借入地につき所有権を取得する場合、農用地の集団化を図るために必要な場合、又は近い将来農業後継者が確保できることとなることが確実である等特別な事情がある場合を除き、農地移動適正化あっせん譲受け等候補者名簿に登録されている者であること。

(イ) 混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合は、その者が利用権の設定等を受ける土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができることと認められること。

(ウ) 農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その土地を効率的に利用することができることと認められること。

イ 農用地について、所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者が利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を行う場合において、当該者が前項の（ア）の a 及び b に掲げる要件（農地所有適格法人にあっては、a に掲げる要件）のすべて備えているときは、前項の規定にかかわらず、その者は、概ね利用権の設定等を行う農用地の面積の合計の範囲内で利用権の設定等を受けることができるものとする。

ウ 農業協同組合法（昭和 22 年法律第 132 号）第 10 条第 2 項に規定する事業を行ういしのまき農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、同法第 11 条の 50 第 1 項第 1 号に掲げる場合において、いしのまき農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、農地中間管理事業を行う農地中間管理機構又は独立行政法人農業者年金基金法（平成 14 年法律第 127 号）附則第 6 条第 1 項第 2 号に掲げる業務を実施する独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を受ける場合若しくは農地中間管理機構又は独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を行う場合には、これらの者が当該事業又は業務の実施に関し定めるところによる。

エ 利用権の設定等を受けた後において行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者（農地所有適格法人、農地中間管理機構、農業協同組合その他農業経営基盤強化促進法施行令（昭和 55 年政令第 219 号）（以下「政令」という。）第 5 条で定める者を除く。）は、次に掲げるすべてを備えるものとする。

(ア) その者が、耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利活用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

(イ) その者が、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。

(ウ) その者が、法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のうち 1 人以上の者が、その法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。

オ 農地所有適格法人の組合員、社員又は株主（農地法第 2 条第 3 項第 2 号チに掲げる者を除く。）が、利用権設定等促進事業の実施により、当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行うため利用権の設定等を受ける場合は、アの規定にかかわらず利用権の設定等を受けることができるものとする。

なお、農地所有適格法人による利用権の設定等を行うため農地所有適格法人の組合員、社員又は株主が利用権の設定等を受ける場合には、当該農地所有適格法人の経営の育成に資するようにする必要がある。

ただし、利用権の設定等を受けた土地のすべてについて当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行い、かつ、これら二つの利用権の設定等が同一の農用地利用集積計画において行われる場合に限るものとする。

カ アからオに定める場合のほか、利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、別紙1のとおりとする。

キ 農業経営の受委託に係る利用権の設定については、ウに規定する農業協同組合法第10条第2項に規定する事業行う農業協同組合、農業協同組合連合会及び同法第72条の10第1項第2号の事業を併せ行う農地所有適格法人である農事組合法人が主として組合員から農業経営を受託する場合その他農用地等利用関係として農業経営の受委託の形態をとることが特に必要かつ適当であると認められる場合に限り行うものとする。

(2) 利用権の設定等の内容

利用権設定等促進事業の実施により、設定（又は移転）される利用権の存続期間（又は残存期間）の基準、借賃の算定基準及び支払い（持分の付与を含む。以下同じ。）の方法、農業経営の受委託の場合の損益の算定基準及び決済の方法、その他利用権の条件並びに移転される所有権の移転の対価（現物出資に伴い付与される持分を含む。以下同じ。）の算定基準及び支払いの方法並びに所有権の移転の時期は、別紙2のとおりとする。

(3) 開発を伴う場合の措置

ア 東松島市は、開発して農用地又は農業用施設用地とすることが適当な土地についての利用権の設定等を内容とする農用地利用集積計画の作成に当たっては、その利用権の設定等を受ける者（地方公共団体及び農地中間管理機構を除く。）から「農業経営基盤強化促進法の基本要綱」（平成24年5月31日付け24経営第564号農林水産省経営局長通知。以下「基本要綱」という。）様式第7号に定める様式による開発事業計画を提出させる。

イ 東松島市は、アの開発事業計画が提出された際には、次に掲げる要件に適合すると認めるときに農用地利用集積計画の手続きを進める。

(ア) 当該開発事業の実施が確実であること。

(イ) 当該開発事業の実施に当たり農地転用を伴う場合には、農地転用の許可の基準に従って許可し得るものであること。

(ウ) 当該開発事業の実施に当たり農用地区域内の開発行為を伴う場合には、開発行為の許可基準に従って許可し得るものであること。

(4) 農用地利用集積計画の策定期間

ア 東松島市は、法第6条の規定による基本構想の同意後必要があると認めるときは、遅滞なく農用地利用集積計画を定める。

イ 東松島市は、(5)の申出その他の状況から農用地の農業上の利用の集積を図るため必要があると認められるときは、その都度、農用地利用集積計画を定める。

ウ 東松島市は、農用地利用集積計画の定めるところにより設定（又は移転）された利用権の存続期間（又は残存期間）の満了後も農用地の農業上の利用の集積を図るため、引き続き農用地利用集積計画を定めるよう努めるものとする。この場合にお

いて、当該農用地利用集積計画は、現に定められている農用地利用集積計画に係る利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の30日前までに当該利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の翌日を始期とする利用権の設定（又は移転）を内容として定める。

(5) 要請及び申出

- ア 農業委員会は、認定農業者等で利用権の設定を受けようとする者又は利用権の設定等を行おうとする者の申出をもとに、農用地の利用権の調整を行った結果、認定農業者等に対する利用権設定等の調整が調ったときは、東松島市に農用地利用集積計画を定めるべき旨を要請することができる。
- イ 東松島市の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区は、その地区内の土地改良法（昭和24年法律第195号）第52条第1項又は第89条の2第1項の換地計画に係る地域における農用地の集団化と相まって農用地の集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ウ 農用地利用改善団体及び営農指導事業において、その組合員の行う作付地の集団化、農作業の効率化等の農用地の利用関係の改善に関する措置の推進に積極的に取り組んでいるいしのみき農業協同組合は、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- エ イからウに定める申出を行う場合において、（4）のウの規定により定める農用地利用集積計画の定めるところにより利用権の存続を申し出る場合には、現に設定（又は移転）されている利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の90日前までに申し出るものとする。

(6) 農用地利用集積計画の作成

- ア 東松島市は、（5）のアの規定による農業委員会からの要請があった場合には、その要請の内容を尊重して農用地利用集積計画を定める。
- イ 東松島市は、（5）のイ及びウの規定による農用地利用改善団体、農業協同組合又は土地改良区からの申出があった場合には、その申出の内容を勘案して農用地利用集積計画を定めるものとする。
- ウ ア及びイに定める場合のほか、利用権の設定等を行おうとする者又は利用権の設定等を受けようとする者の申出があり、利用権の設定等の調整が調ったときは、東松島市は農用地利用集積計画を定めることができる。
- エ 東松島市は、農用地利用集積計画において利用権の設定等を受ける者を定めるに当たっては、利用権の設定等を受けようとする者（（1）に規定する利用権の設定等を受けるべき者の備えるべき要件に該当する者に限る。）について、その者の農業経営の状況、利用権の設定等を行おうとする土地及びその者が現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の位置その他の利用条件等を総合的に勘案して、農用地の農業上の利用の集積並びに利用権の設定等を受けようとする者の農業経営の改善及び安定に資するようにする。

(7) 農用地利用集積計画の内容

農用地利用集積計画については、次に掲げる事項を定めるものとする。

なお、カの（ウ）に掲げる事項については、（1）のエに定める者がこれらを実行する能力があるかについて確認して定めるものとする。

- ア 利用権の設定を受ける者の氏名又は名称及び住所

- イ アに規定する者が利用権の設定等（（１）のエに定める者である場合については、賃借権又は使用貸借による権利の設定に限る。）を受ける土地の所在、地番、地目及び面積
- ウ アに規定する者にイに規定する土地について利用権の設定等を行う者の氏名又は名称及び住所
- エ アに規定する者が設定（又は移転）を受ける利用権の種類、内容（土地の利用目的を含む）、始期（又は移転の時期）、存続期間（又は残存期間）、借賃及びその支払の方法（当該利用権が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合にあっては農業の経営の委託者に帰属する損益の算出基準及び決済の方法）、利用権の条件その他利用権の設定（又は移転）に係る法律関係（アに規定する者が法第２３条第４項に規定する特定農業法人又は特定農業団体である場合には、実施主体等との協定に違反した場合には、実施主体は賃貸借又は使用貸借を解除することができる旨の条件を含む。）
- オ アに規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的、当該所有権の移転の時期、移転の対価（現物出資に伴い付与される持分を含む。）及びその支払（持分の付与を含む）の方法その他所有権の移転に係る法律関係。
- カ アに規定する者が（１）のエに規定する者である場合には、次に掲げる事項
- (ア) その者が、賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた後において、その農用地を適正に利用していないと認められる場合に、賃借権又は使用貸借の解除をする旨の条件
 - (イ) その者が毎事業年度の終了後３月以内に、農地法第６条の２第１項で定めるところにより、権利の設定を受けた農用地で生産した作物やその栽培面積、生産数量など、その者が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた農用地の利用状況について農業委員会に報告しなければならない旨
 - (ウ) その者が、賃借権又は使用貸借を解除し撤退した場合の混乱を防止するための次に掲げる事項
 - a 農用地を明け渡す際の原状回復の義務を負う者
 - b 原状回復の費用の負担者
 - c 原状回復がなされないときの損害賠償の取決め
 - d 賃借期間の中途の契約終了時における違約金支払の取決め
 - e その他撤退した場合の混乱を防止するための事項
- キ アに規定する者の農業経営の状況

(8) 同意

東松島市は、農用地利用集積計画の案を策定したときは、（７）のイに規定する土地ごとに（７）のアに規定する者並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権及び使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者のすべての同意を得る。

ただし、複数の共有に係る土地について利用権（その存続期間が２０年を超えないものに限る。）の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地についての２分の１を超える共有持分を有する者の同意を得ることで足りるものとする。

(9) 公告

東松島市は、農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めたとき、又は（５）のアの規定による農業委員会の要請の内容と一致する農用地利用集積計画を

定めたときは、その旨及びその農用地利用集積計画の内容のうち（７）のアからカまでに掲げる事項を東松島市の掲示板への掲示により公告する。

(10) 公告の効果

東松島市が（９）の規定による公告をしたときは、その公告に係る農用地利用集積計画の定めるところにより利用権が設定され（若しくは移転し）又は所有権が移転するものとする。

(11) 利用権の設定等を受けた者の責務

利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定を受けた者は、その利用権の設定等に係る土地を効率的に利用するよう努めなければならない。

(12) 紛争の処理

東松島市は、利用権設定等促進事業の実施による利用権の設定等が行われた後は、借賃又は対価の支払等利用権の設定等に係る土地の利用に伴う紛争が生じたときは、当該利用権の設定等の当事者の一方又は双方の申出に基づき、その円満な解決に努める。

(13) 農用地利用集積計画の取消し等

ア 東松島市長は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、（９）の規定による公告のあった農用地利用集積計画の定めるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた（１）のエに規定する者（法第１８条第２項第６号に規定する者）に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができるものとする。

(ア) その者が、その農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。

(イ) その者が、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認められるとき。

(ウ) その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のいずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき。

イ 東松島市は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち当該各号に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取消すものとする。

(ア) （９）の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところにより、これらの権利の設定を受けた（１）のエに規定する者がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、これらの権利を設定した者が賃借権又は使用貸借の解除をしないとき。

(イ) アの規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき。

ウ 東松島市は、イの規定による取消しをしたときは、農用地利用集積計画を取消した旨及び当該農用地利用集積計画のうち取消しに係る部分を東松島市の掲示板へ掲示等他所定の手段により公告する。

エ 東松島市がウの規定による公告をしたときは、イの規定による取消しに係る賃借権又は使用貸借が解除されたものとみなす。

オ 農業委員会は、イの規定による取消しがあった場合において、当該農用地の適正

かつ効率的な利用が図られないおそれがあると認めるときは、当該農用地の所有者に対し、当該農用地についての利用権設定等のあっせんを働きかけるとともに、必要に応じて農地中間管理事業の活用を図るものとする。農業委員会は、所有者がこれらの事業の実施に応じたときは、農地中間管理機構に連絡して協力を求めるとともに、連携して農用地の適正かつ効率的な利用の確保に努めるものとする。

2 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

東松島市は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適切であると認められる区域（1～数集落）とする。

ただし、ひとまとまりの集落を単位とした区域を実施区域とすることが困難である場合にあつては、農用地の効率的かつ総合的な利用に支障のない限り、集落の一部を除外することができるものとする。

(3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、（2）に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

(4) 農用地利用規程の内容

ア 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

(ア) 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項

(イ) 農用地利用改善事業の実施区域

(ウ) 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項

(エ) 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項

(オ) 認定農業者等に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

(カ) その他必要な事項

イ 農用地利用規程においては、アに掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

(5) 農用地利用規程の認定

ア （2）に規定する区域をその地域とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、基本要綱様式第4号の認定申請書を東松島市に提出して、農用地利用規程について東

松島市の認定を受けることができる。

イ 東松島市は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは法第23条第1項の規定に基づき認定をする。

(ア) 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。

(イ) 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。

(ウ) (4) のアの(エ)に掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。

(エ) 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。

ウ 東松島市は、イの認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を東松島市の掲示板への掲示により公告する。

エ アからウまでの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

ア (5) のアに規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について、農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営体を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど政令第9条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。）を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。

イ アの規定により定める農用地利用規程においては、(4) のアに掲げる事項のほか、次の事項を定めとする。

(ア) 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所

(イ) 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標

(ウ) 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地についての利用権設定等及び農作業の委託に関する事項

ウ 東松島市は、イに規定する事項が定められている農用地利用規程について(5) のアの認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5) のイに掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5) のアの認定をする。

(ア) イの(イ)に掲げる目標が(2) に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。

(イ) 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について、利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

エ イで規定する事項が定められている農用地利用規程(以下「特定農用地利用規程」という。)で定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定農用地利用規程は、法第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画とみなす。

(7) 農用地利用改善団体の勧奨等

ア (5) のイの認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。）に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる。

イ アの勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。

ウ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

(8) 農用地利用改善事業の指導と助言

ア 東松島市は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な助言と援助に努める。

イ 東松島市は、(5) のアに規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、宮城県石巻農業改良普及センター、農業委員会、いしのまき農業協同組合、農地中間管理機構等の指導や助言を求めてきたときは、東松島地域農業再生協議会との連携を図りつつ、これらの機関及び団体が一体となって総合的かつ重点的な支援及び協力が行われるように努める。

3 農業協同組合が行う農作業の委託の斡旋の促進、その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

(1) 農作業の受委託の促進

東松島市は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

ア いしのまき農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託の斡旋の促進

イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織等の育成

ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発

エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化

オ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業委託から全面農作業委託、さらには利用権の設定への移行の促進

カ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の

基準の設定

(2) 農業協同組合による農作業受委託の斡旋等

いしのまき農業協同組合は、農作業受委託の斡旋窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、関係機関及び団体と連携して調整に努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

4 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項

東松島市は、効率的かつ安定的な経営体を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組む。このため、人材育成方針を定めるとともに、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るように相談機能の一層の充実、先進的な法人経営等での実践的研修、担い手として女性の能力を十分に発揮させるための研修等を通じて経営を担う人材の育成を積極的に推進する。

また、農業従事者の安定的確保を図るため、他産業に比べ遅れている農業従事の態様等の改善に取り組むこととし、家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制、ヘルパー制度の導入や高齢者、非農家等の労働力の活用システムを整備する。

5 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成に関する事項

第1の6(2)に掲げる目標を長期的かつ計画的に達成していくため、関係機関及び団体の連携のもと、次の取組を重点的に推進する。

(1) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保にむけた取組

ア 受入環境の整備

東松島市は、青年農業者等育成センターや宮城県石巻農業改良普及センター、いしのまき農業協同組合等と連携しながら、就農相談会を必要に応じて開催し、就農希望者に対し、市内での就農に向けた情報（研修、空き家に関する情報等）の提供を行う。また、市内の農業法人や先進農家等と連携して、高校や大学等からの研修やインターンシップの受入れを行う。

イ 中長期的な取組

生徒や学生が農業に興味関心を持ち、農業が将来の進路の選択肢の一つとなるよう教育機関や教育委員会と連携しながら、各段階の取組を実施する。具体的には、生産者との交流の場を設けたり、農業体験ができる仕組みを作ることで、農業に関する知見を広められるようにする。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の定着に向けた取組

ア 農業者に関する情報の共有と一貫した指導支援

東松島市が主体となって宮城県農業大学校や宮城県石巻農業改良普及センター、農業委員会、指導農業士、いしのまき農業協同組合等と連携及び協力して、研修や営農指導の時期及び内容等の就農前後のフォローアップの状況等を共有しながら、巡回指導や情報提供を行い、さらに必要に応じて面接を行う等、当該青年等の営農状況を把握し、支援を効率的かつ適切に行うことができる仕組みを作る。

イ 就農初期段階の地域全体でのサポート

青年等が地域内で孤立することのないよう、人・農地プランの作成や見直しの話し合いを通じ、地域農業の担い手として当該者を育成する体制を強化する。そのために東松島市認定農業者連絡協議会との交流の機会を設ける。

また、商工会や東松島地域農業再生協議会とも連携して、生産物の販路の確保を支援する。

ウ 経営力の向上に向けた支援

農業経営に必要な栽培技術や経営ノウハウ等を実践により習得できるように関係機関及び団体と連携を密にし、知識習得の機会を提供できる体制を構築する。

また、いしのまき農業協同組合等が運営する直売施設等への出荷の促進、他産業の経営ノウハウを習得できる交流研修等の機会の提供などにより、きめ細やかな支援を実施する。

エ 青年等就農計画作成の促進及び指導と農業経営改善計画作成への誘導

青年等が就農する地域の人・農地プランとの整合に留意しつつ、本構想に基づく青年等就農計画の作成を促し、農業次世代人材投資資金や青年等就農資金、経営体育成支援事業等の国の支援策や県の新規就農関連事業を効果的に活用しながら経営力を高め、確実な定着へと導く。

さらに、青年等就農計画の達成が見込まれる者については、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

(3) 関係機関等の役割分担

就農に向けた情報提供及び就農相談については青年農業者等育成センター、技術や経営ノウハウについての習得については宮城県農業大学校等、就農後の営農指導等フォローアップについては宮城県石巻農業改良普及センター、いしのまき農業協同組合、東松島市認定農業者や指導農業士等、農地の確保については農業委員会、農地中間管理機構など、各組織が役割を分担しながら各種取組を進める。

6 その他の農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

東松島市は、上記1から5に掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

ア 東松島市は、北赤井地区県営ほ場整備事業（平成14年度～平成21年度）、蛇沼向地区県営ほ場整備事業（平成13年度～令和2年度）、東小松地区県営ほ場整備事業（平成20年度～平成30年度）、大曲地区県営ほ場整備事業（平成21年度～令和2年度）等、農業生産基盤の整備を進めてきた。平成23年3月11日に発生した東日本大震災により、津波被害のあった地区（大曲地区、西矢本地区、奥松島地区）においては、農山漁村地域復興基盤総合整備事業により、農業生産基盤の整備を図り、水田の大区画化を進めてきた。今後も農業生産基盤及び農業用施設の整備を進め、効率的かつ安定的な農業経営を目指す農業者の経営発展を図る。

イ 東松島市は、農業集落排水事業の促進により定住条件の整備を図る。

ウ 東松島市は、水田収益力強化ビジョンの実現に向けた積極的な取り組みによって、水稻及び転作を通じ、望ましい経営体の育成を図る。特に、県営ほ場整備事業完了

地区及び実施地区において、大豆等の集団転作への誘導を図りつつ、ブロックローテーション方式の導入を検討するとともに、このような転作を契機とした地域の土地利用の見直しを通じ、面的集積による効率的作業単位の形成等、望ましい経営の営農展開に資するように努める。

エ 東松島市は、地域の農業の振興に関するその他の施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるように配慮するものとする。

(2) 推進体制等

ア 事業推進体制等

東松島市は、農業委員会、宮城県石巻農業改良普及センター、いしのまき農業協同組合、河南矢本土地改良区、鳴瀬土地改良区、美里東部土地改良区、農用地利用改善団体、公益社団法人みやぎ農業振興公社、その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、今後10年にわたり第1、第4で掲げた目標や第2の指標で示される効率的かつ安定的な経営体の育成に資するための実現方策等について各関係機関及び団体別の行動計画を樹立する。

また、このような長期行動計画と併せて、年度別活動計画において当面行うべき対応を各関係機関及び団体ごとに明確化し、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的経営体の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力に推進する。

イ 農業委員会等の協力

農業委員会、いしのまき農業協同組合、河南矢本土地改良区、鳴瀬土地改良区、美里東部土地改良区及び公益社団法人みやぎ農業振興公社は、農業経営基盤の強化の円滑な実施に資することとなるよう、東松島地域農業再生協議会のもとで、相互の連携を図りながら協力するように努めるものとし、東松島市は、このような協力体制の推進に配慮するものである。

第6 農地中間管理機構が行う特例事業の実施に関する事項

農地中間管理機構は、県基本方針第6に定められた事業を行う。

東松島市において、農地中間管理機構が特例事業を行う際は、東松島市農業振興地域整備計画の内容に則して適正かつ円滑に特例事業が行われることとし、東松島市は農地中間管理機構、いしのまき農業協同組合、農業委員会、宮城県石巻農業改良普及センター等関係機関・団体との協調に努める。

第7 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附 則

この基本構想は、平成17年11月16日から施行する。

附 則

この基本構想は、平成18年6月1日から施行する。

附 則

この基本構想は、平成22年6月11日から施行する。

附 則

この基本構想は、平成26年3月28日から施行する。

附 則

この基本構想は、平成26年9月30日から施行する。

附 則

この基本構想は、平成28年9月28日から施行する。

附 則

この基本構想は、令和4年3月28日から施行する。

別紙1（第5の1（1）カ関係）

次に掲げる者が利用権の設定等を受けた後において、法第18条第2項第2号に規定する土地（以下「対象土地」という。）の用途ごとにそれぞれ定める要件を備えている場合には、利用権の設定等を行うものとする。

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第298条第1項の規定による地方開発事業団体以外の地方公共団体（対象土地を農業上の利用を目的とする用途たる公用又は公共用に供する場合に限る。）、農業協同組合等（農地法施行令（昭和27年政令第445号）第2条第2項第1号に規定する法人をいい、当該法人が対象土地を直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供する場合に限る。）又は畜産公社（農地法施行令第2条第2項第3号に規定する法人をいい、当該法人が同号に規定する事業の運営に必要な施設の用に供する場合に限る。）

○対象土地を農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・法第18条第3項第2号イに掲げる事項

○対象土地を農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農業用施設用地を含む。以下同じ。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用することができることと認められること。

- (2) 農業協同組合法第72条の10第1項第2号の事業を行う農事組合法人（農地所有適格法人である場合を除く。）又は生産森林組合（森林組合法（昭和53年法律第36号）第93条第2項第2号に掲げる事業を行うものに限る。）（それぞれ対象土地を農用地以外の土地としてその行う事業に供する場合に限る。）

○対象土地を混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。

○対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用することができることと認められること。

- (3) 土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条第2項各号に掲げる事業（同項第6号に掲げる事業を除く。）を行う法人又は農業近代化資金融通法施行令（昭和36年政令第346号）第1条第7号若しくは第8号に掲げる法人（それぞれ対象土地を当該事業に供する場合に限る。）

○対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用することができることと認められること。

別紙2 (第5の1(2)関係)

I 農用地(開発して農用地とすることが適当な土地を含む。)として利用するため利用権(農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。)の設定又は移転を受ける場合

①存続期間(又は残存期間)	②借賃の算定基準	③借賃の支方法	④有益費の償還
<p>1 存続期間は6年(農業者年金制度の関連の場合は10年、開発して農用地とすることが適当な土地について利用権設定等を行う場合は、開発してその効用を發揮する上で、適切と認められる期間その他利用目的に応じて適切と認められる一定の期間)とする。ただし、利用権を設定する農用地において栽培を予定する作目の通常の栽培期間からみて6年とすることが相当でない認められる場合には、6年と異なる存続期間とすることができる。</p> <p>2 残存期間は、移転される利用権の残存期間とする。</p> <p>3 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により設定(又は移転)される利用権の当事者が当該利用権の存続期間(又は残存期間)の中途において解約する権利を有しない旨を定めるものとする。</p>	<p>1 農地については、農地法第52条の規定により農業委員会が提供している賃借料額等を十分考慮し、当該農地の生産条件等を勘案して算定する。</p> <p>2 採草放牧地については、その採草放牧地の近隣の採草放牧地の借賃の額に比準して算定し、近隣の借賃がないときは、その採草放牧地の近隣の農地について算定される借賃の額を基礎とし、当該採草放牧地の生産力、固定資産評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3 開発して農用地とすることが適当な土地については、開発後の土地の借賃の水準、開発費用の負担区分の割合、通常生産力を發揮するまでの期間等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>4 借賃を金銭以外のものので定めようとする場合には、その借賃は、それを金額に換算した額が、上記1から3までの規定によって算定される額に相当するように定めるものとする。</p> <p>この場合において、その金銭以外のものので定められる借賃の換算方法については、「農地法の一部を改正する法律の施行について」(平成13年3月1日付け12経営第1153号農林水産事務次官通知)第6に留意しつつ定めるものとする。</p>	<p>1 借賃は、毎年農用地利用集積計画に定める日までに当該年に係る借賃の金額を一時に支払うものとする。</p> <p>2 1の支払いは、賃貸人の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、その他の場合は、賃貸人の住所に持参して支払うものとする。</p> <p>3 借賃を金銭以外のものので定めた場合には、原則として毎年一定の期日までに当該年に係る借賃の支払等を履行するものとする。</p>	<p>1 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定(又は移転)を受ける者は、当該利用権に係る農用地を返還するに際し民法の規定により当該農用地の改良のために費やした金額その他の有益費について償還を請求する場合、その他法令による権利の行使である場合を除き、当該利用権の設定者に対し名目のいかんを問わず、返還の代償を請求してはならない旨を定めるものとする。</p> <p>2 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により、利用権の設定(又は移転)を受ける者が当該利用権に係る農用地を返還する場合において、当該農用地の改良のために費やした金額又はその時における当該農用地の改良による増加額について当該利用権の当事者間で協議が整わないときは、当事者の双方の申出に基づき東松島市が認定した額を、その費やした金額又は増価額とする旨を定めるものとする。</p>

II 混牧林地又は農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として、利用するための利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

①存続期間（又は残存期間）	②借賃の算定基準	③借賃の支払方法	④有益費の償還
Iの①に同じ。	<p>1 混牧林地については、その混牧林地の近傍の混牧林地の借賃の額、放牧利用の形態、当該者双方の受益又は負担の程度等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>2 農業用施設用地については、その農業用施設用地の近傍の農業用施設用地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その農業用施設用地の近傍の用途が類似する土地の借賃の額、固定資産税評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3 開発して農業用施設用地とすることが適当な土地についてはIの②の3と同じ。</p>	Iの③に同じ。	Iの④に同じ。

III 農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利の設定を受ける場合

①存続期間	②損益の算定基準	③損益の決済方法	④有益費の償還
Iの①に同じ。	<p>1 作目等毎に、農業の経営の委託に係る販売額（共済金を含む。）から農業の経営に係る経費を控除することにより算定する。</p> <p>2 1の場合において、受託経費の算定にあたっては、農業資材費、農業機械施設の償却費、事務管理費等のほか、農作業実施者又は農業経営受託者の適正な労賃及び報酬が確保されるようにするものとする。</p>	Iの③に同じ。この場合においてIの③中「借賃」とあるのは「損益」と、「賃貸人」とあるのは「委託者（損失がある場合には、受託者という。）」と読み替えるものとする。	Iの④に同じ。

IV 所有権の移転を受ける場合

①対価の算定基準	②対価の支払方法	③所有権の移転の時期
<p>土地の種類及び農業上の利用目的毎にそれぞれ近傍類似の土地の通常取引（農地転用のために農地を売却した者が、その農地に代わるべき農地の所有権を取得するため高額対価により行う取引その他特殊な事情の下で行われる取引を除く。）の価額に比準して算定される額を基準とし、その生産力等を勘案して算定する。</p>	<p>農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに所有権の移転を受ける者が所有権の移転を行う者の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、又は所有権の移転を行う者の住所に持参して支払うものとする。</p>	<p>農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われたときは、当該農用地利用集積計画に定める所有権の移転の時期に所有権は移転し、対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われないときは、当該所有権の移転に係る農用地利用集積計画に基づく法律関係は失効するものとする。</p> <p>なお、農業者年金基金が所有権の移転を行う場合の取扱については、農業者年金基金の定めるところによるものとする。</p>